

NPO法人の 県内第1号申請

県内初となるNPO法に基づく法人格取得の申請が、1月19日、県民生活課に出されました。申請したのは、中高年齢者の生きがいづくりを支援する「いきがいづくりサポートセンター」。山王中園町に事務所を設け、4月1日からのスタートをめざしています。事業は会費制で運営し、講座や講演会、悩みごと相談、趣味づくり活動、情報誌の発行などを行っていく予定です。

同センターは、これまで活動していたわけではなく、新たに設立された団体です。「4、5年前から活動の構想を温めていたところ、NPO法の施行を知り、設立に踏み切りました」と、理事長の高橋佳代子さん。「任意団体での活動も考えましたが、専門スタッフや事務所の確保、また、みんなが参加しやすく理解が得られやすいのはNPO法人がベストと思い申請しました」。

会員募集は4月から本格的に始める予定で、現在は説明会やボランティア団体との協力体制づくりを展開中。また、センターの愛称とロゴを募集しています。問い合わせは同センター☎(883)0555



県民生活課に法人格取得申請をする「いきがいづくりサポートセンター」のみなさん

ところで... NPOってなに?



県民生活課の長門さん

福祉や環境、文化、国際協力、まちづくりなどさまざまな分野で、ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体(NPO)の社会貢献活動が活発になっていきます。特に、阪神・淡路大震災でのボランティア団体の活躍をきっかけに、NPOの重要性が社会的に注目されるようになり、その活動を促進するため、昨年十二月には、特定非営利活動促進法(NPO法)がスタートしました。最近よく話題になっているNPOについて、NPO法の啓発を担当している秋田県民生活課の長門俊夫さんに伺いました。

- Q** 昨年十二月から、特定非営利活動促進法(NPO法)がスタートしました。NPOとは、どういう意味ですか?
- A** NPOとは、Non Profit Organization(非営利)の略です。Non Profit(非営利)を目的とした、Organization(組織、団体)。民間の非営利団体と訳されています。
- Q** ボランティア団体とは違うのですか?
- A** NPOは、新しい種類の組織というよりは、ボランティア団体などに対する新しい見方とらえた方が良いでしょう。自ら進んで、社会のために、営利を目的とせず何かをしようという、ボランティア団体を含む幅広い概念といえます。また、「非営利」の意味は無償ということではありません。ボランティアは無償というイメージが強いですが、NPOには組織を続けていくために一定の収益活動を行う団体も含まれます。
- Q** NPOの社会的な信用が高まる制度ができたといえますが、なぜNPOを支援する取り組みが行われているのでしょうか?
- A** 阪神・淡路大震災をきっかけに、NPOの存在が注目されるようになりました。それは、現代社会において、NPOにさまざまな役割が期待できるからです。現代は、個人の価値観や欲求が多様化した社会となっています。そのため、公共サービスの分野でも、公平・平等を原則とする行政の力だけでは個別化した市民ニーズに十分こたえられない分野が出てきました。例えば、お年寄りへの配食サービスを行うような場合、行政だとどうしても「均一的・画一的」なサービスになるくらいが、ありますが、身軽なNPOだと、より家庭的で細かいサービスが期待できます。一人ひとりのお年寄りに合わせて、食事の
- Q** NPOが社会的な新たな力として期待されるわけですか?
- A** 社会的な課題が多様で複雑になる中で、自分たちの社会をより住みやすくするために、個人が社会的な活動に積極的に参加していくことが重要になっていきます。そんな目的を持った一人ひとりの力を組織化し、継続した活動の受け皿となるのも、NPOのような存在ではないでしょうか。NPOが社会の中でどのように位置づけられていくかは、社会を構成する私たち一人ひとりの意識が大きく作用するといえます。
- Q** NPOに対して県や秋田市ではどのような取り組みをしていますか?
- A** NPO法制定を受けて、県では法人格取得の手続きを定めた条例を設けました。税制面では県も秋田市も、NPO法人が法人県民税・市民税の減免制度の対象となるように条例を改正しています。また県では、NPOの活動拠点ともなる「ゆとり生活創造センター(仮称)」を、上北手の赤十字病院の隣接地に、平成十三年度オープンさせる予定です。行政としても、行政と対等の立場でNPOをとらえ、協力のしかたについて考えていくことが重要だと思っています。
- Q** ボランティア団体の多くは、個人が任意に集まった団体です。このような任意団体は、活動の規模が大きくなり、継続した事業を行うようになってくると、契約や経理、雇用などでさまざまな制約が出てくる場合があります。
- A** そのような不都合を解消するため、任意団体にも法人格が必要になってきました。任意団体の法人格取得は従来の法制度ではとても難しかったので、新たにこの制度を設け、法人格を取得しやすくなったのです。
- Q** 法の目的はなんですか?
- A** ボランティア団体などは、個々人が任意に集まった団体です。このような任意団体は、活動の規模が大きくなり、継続した事業を行うようになってくると、契約や経理、雇用などでさまざまな制約が出てくる場合があります。
- Q** ほか、おしゃべりをしたり身の回りのお世話をしたりと、個別に柔軟なサービスを提供することは、NPOの得意分野といえるでしょう。